

令和3年度 第1回猪名川町農会長会次第

1 協議事項

- (1) 猪名川町農業環境課関係について
 - ① 令和3年度農会長会の役員選出について・・・・・・・・・・ P 1
 - ② 令和3年度農林業関係主要事業の概要について・・・・・・・・ P 5
 - ③ 令和3年度農会長会関連事務日程について・・・・・・・・ P 6
 - ④ 令和3年度経営所得安定対策について・・・・・・・・ P 7
 - ⑤ 令和3年産米の生産目安について・・・・・・・・ P 13
 - ⑥ 転作現地確認について・・・・・・・・ P 17
 - ⑦ 令和3年産そば配布種子について・・・・・・・・ P 23
 - ⑧ 猪名川町農地バンク制度の開始について・・・・・・・・ P 25
 - ⑨ 荒廃農地再生利用促進事業補助金について・・・・・・・・ P 27
 - ⑩ 有害鳥獣対策等について・・・・・・・・ P 28
 - ⑪ 農作業における野焼きについて・・・・・・・・ P 31

- (2) 阪神農業改良普及センター関係・・・・・・・・ P 32

- (3) 農業共済関係・・・・・・・・ 別冊

- (4) 兵庫六甲農業協同組合関係・・・・・・・・ 別冊

- (5) その他

令和3年度農会長名簿

(敬称略)

| | 農会名 | 氏名 | 備考 |
|----|------|--------|----|
| 1 | 原 | 堂阪 秀雄 | |
| 2 | 内馬場 | 野路 和浩 | |
| 3 | 民田 | 福井 敏之 | |
| 4 | 上阿古谷 | 仲井 常雄 | |
| 5 | 下阿古谷 | 畑中 保則 | |
| 6 | 北田原 | 中田 正幸 | |
| 7 | 南田原 | 中田 威 | |
| 8 | 北野 | 東田 由己 | |
| 9 | 紫合 | 岸本 治男 | |
| 10 | 柏梨田 | 福本 恭三 | |
| 11 | 上野 | 岡田 義人 | |
| 12 | 広根 | 東 勝之 | |
| 13 | 銀山 | 小林 良美 | |
| 14 | 猪淵 | 中田 隆男 | |
| 15 | 肝川 | 仲間 匠彦 | |
| 16 | 差組 | 橋本 健 | |
| 17 | 万善 | 大西 茂夫 | |
| 18 | 槻並 | 大島 和弘 | |
| 19 | 木津上 | 林 博彦 | |
| 20 | 木津 | 前田 雅章 | |
| 21 | 木間生 | 前西 儀明 | |
| 22 | 朽原 | 南 増己 | |
| 23 | 林田 | 前西 隆彦 | |
| 24 | 笹尾 | 大山 英夫 | |
| 25 | 清水 | 福井 和夫 | |
| 26 | 清水東 | 井上 幸浩 | |
| 27 | 仁頂寺 | 倉田 清一 | |
| 28 | 島 | 堂本 朗 | |
| 29 | 鎌倉 | 中元 秀典 | |
| 30 | 杉生 | 西谷 登 | |
| 31 | 西畑 | 西谷 勝也 | |
| 32 | 柏原 | 平尾 伊和男 | |

猪名川町農会長会規約

(目的)

第1条 この会は、猪名川町農林業の発展及び農会長相互の連携と研修・親睦を図り、農会長としての資質の向上を図ることを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 この会は、「猪名川町農会長会」と称し、事務局は町役場地域振興部農業環境課内に置く。

(組織)

第3条 この会は、猪名川町の農会長を会員として組織する。

(事業)

第4条 この会は、次の事業を行う。

- (1) 各集落における農林業についての情報交換。
- (2) 農業知識、技術向上のための研修。
- (3) 農協運営事業への協力。
- (4) その他、この会の目的を達成するための必要な事業。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名・副会長2名・会計1名・監事1名。

(役員の仕事)

第6条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、会議において議長となり、議事を処理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故であるときは、その職務を代理する。
- (3) 会計は、経理、出納などの会計事務を行う。
- (4) 監事は、経理、出納などの会計を監査する。

(役員を選出)

第7条 役員を選出は、会員の互選とする。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、1年とし再任を妨げない。ただし、補欠によって選出された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会計)

第9条 この会の会計は、毎年4月1日に始まり3月31日をもって終わる。

(その他)

第10条 この規約で定めない事項は、役員会において決定する。

附則 この規約は、平成元年4月1日より実施する。

附則 この規約は、平成7年8月25日から実施する。

附則 この規約は、平成20年4月21日から実施する。

附則 この規約は、平成23年4月19日から実施する。

附則 この規約は、令和2年4月23日から実施する。

令和3年度 農会長会役員

会 長 前西 隆彦

副 会 長 岡田 義人

副 会 長 中元 秀典

会 計 橋本 健

監 事 堂本 朗

猪名川町地域振興部農業環境課 職員名簿

令和3年4月1日

| 職名 | 氏名 | 備考 |
|-----------|--------|----------------|
| 部長 | 中元 進 | |
| 課長 | 大嶋 武 | |
| 農業委員会事務局長 | 佐々木 規文 | 農業委員会 |
| 主幹 | 植村 正人 | 農政・土地改良 |
| 主幹 | 橋本 健 | 森林里山・有害鳥獣・環境衛生 |
| 副主幹 | 森田 昌志 | 森林里山・有害鳥獣 |
| 副主幹 | 乾 和範 | 環境衛生 |
| 副主幹 | 竹内 一真 | 農政 |
| 主査 | 湯之上 理香 | 森林里山・有害鳥獣・農政 |
| 主査 | 林 佑次郎 | 農業委員会 |
| 主事 | 橋岡 美樹 | 農政 |
| 主事 | 田中 つばさ | 農政 |

12名

令和3年度 農業環境課所管農林業関係主要事業の概要

一般会計

(単位：千円)

| 区 分 | 予 算 額 | 事 業 概 要 |
|--------------------------|--|---|
| 農業委員会費 6,665 (6,626) | 6,647 18 | 農業委員会事務費 農地調整事務処理費 |
| 農業総務費 91,015 (98,081) | 2,405 88,610 | 農業総務事務費 人件費 |
| 農業振興費 58,916 (52,194) | 4,127 1,322 6,645 10,119 11,183 12,741 264 11,000 1,000 515 | 農業生産振興対策事業費 農村地域農政総合推進事業費 産地形成振興対策事業費 中山間地域等直接支払事業費 多面的機能支払事業費 有害鳥獣対策推進事業費 環境保全型農業直接支払事業費 新規就農確保事業費 地産地消推進事業費 農地利活用推進事業費 |
| 農地費 42,276 (56,647) | 42,276 | 農業用施設改良事業費 |
| 林業振興費 9,442 (52,467) | 1,247 8,195 | 森林保全対策事業費 里山再生整備事業費 |
| 合 計 | 208,314 (266,015) | |

* () 書きは令和2年度予算

令和3年度 事務日程【農政関係】

| 月 | 内 容 |
|---------------|--|
| 4 | 第1回農会長会（中止） |
| 5 | 集落転作推進 水稲生産実施計画書及び営農計画書兼水稲共済細目書提出期限（5月13日（木）） |
| 6 | 水稲生産（転作）現地確認（6月中旬） |
| 7 | 第2回農会長会（7月9日（金）） 夏季農林産物品評会（7月中旬） |
| 8 | |
| 9 | |
| 10 | |
| 11 | 秋季農林産物品評会（11月3日（祝）） 第3回農会長会（資料配布のみ） |
| 12 | |
| 令和 4年 1 | 第4回農会長会（建物・農機具共済推進大会、1月21日（金）） |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | 農会長報償金支払（4月下旬） |

農業者への支援制度

経営所得安定対策等 (令和3年度)

(1) 水田活用の直接支払交付金

水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を国から直接交付される。

<1. 戦略作物助成>

● 交付金額（全国一律）

| 対象作物 | 交付金額 |
|---------------------|---------------------------------|
| 麦、大豆（黒大豆含む）、飼料作物 ※1 | 35,000円/10a |
| WCS用稲 | 80,000円/10a |
| 加工用米 | 20,000円/10a |
| 米粉用米、飼料用米 | 収量に応じて、 55,000円~105,000円/10a |

※1 飼料用とうもろこしを含む

<2. 産地交付金（県）>（国段階設定）

● 交付金額

| 対象作物 | 取組内容 | 交付金額 |
|-----------|-----------------------|---------------|
| 飼料用米・米粉用米 | 複数年契約への取組 ※3年以上の契約 | 12,000円/10a以内 |
| そば、なたね | 作付の取組 【基幹作のみ】 | 20,000円/10a以内 |
| 新市場開拓用米 | 作付の取組 【基幹作のみ】 | 20,000円/10a以内 |

上記のほか、以下の取組について、転換作物拡大計画に基づき交付。

① 転換作物拡大加算（15,000円/10a）

主食用米が減少し、転換作物の面積が前年度より拡大した場合に、その面積に応じて配

分。

② 高収益作物拡大加算（35,000円/10a）

主食用米が減少し、黒大豆、推奨作物（黒枝豆、アスパラガス、未成熟とうもろこし、自然薯）等の高収益作物の面積が前年度より拡大した場合に、その面積に応じて配分。

< 3. 産地交付金（県） >（県段階設定）

「加工用米」、「飼料用米」、「新市場開拓用米」、「野菜」の生産性向上等に向けた取組に対して支援。「野菜」については、農業法人、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受者への支援。

● 交付金額

| 対象作物 | 対象者 | 交付金額 |
|-----------------------|--|---------------|
| 野菜（施設） | 農業法人、認定新規就農者、認定農業者、集落営農組織、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受者 | 18,000円/10a以内 |
| 野菜（露地） | 農業法人、認定新規就農者、認定農業者、集落営農組織、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受者 | 6,000円/10a以内 |
| 加工用米 （低コスト・高品質化） | 加工用米を生産する農業者等 ※以下の取組を1つ以上行っている者に限る ①種子更新を行っている、②県内の加工業者と契約を締結している、③加工用米の作付面積が1.0ha以上（特定農山村・振興山村地域等の場合は、作付面積の要件は1/2）④兵庫県認証食品の認証を受けている | 10,000円/10a以内 |
| 加工用米 （複数年契約） | 加工用米を生産する農業者等 ※3年以上の複数年契約を行ったものに限る | 12,000円/10a以内 |
| 飼料用米 （生産性向上・担い手支援） | 認定農業者、集落営農組織、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受者 | 8,000円/10a以内 |
| 飼料用米 （多収品種導入支援） | 認定農業者、集落営農組織、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受者 | 4,000円/10a以内 |
| 新市場開拓用米 （担い手支援） | 認定農業者、集落営農組織、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受者 | 5,000円/10a以内 |

【交付要件】・・・販売農家であること。

※出荷契約書、出荷伝票、生産日誌等販売を確認できるものが必要



<4. 産地交付金> 町設定

猪名川町地域農業再生協議会において、地域の実情に即して、地域振興作物の生産に向けた取組を支援する。

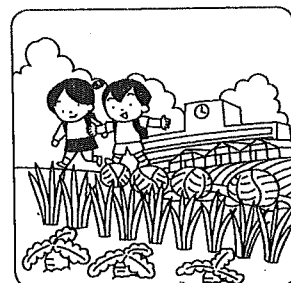
※ 国からの配分額に応じて、交付単価を決定。ただし、追加配分の状況によって、交付単価を変更します。(9割配分で試算、10月以降追加配分予定)

| 番号 | メニュー | 交付金額 (10aあたり) | 内容 (対象作物等) |
|----|--------------------------|------------------|--|
| 1 | そば品質確保 加算 | 15,000円 | そば ただし、営農活性化支援事業(次頁参照)に参加するものに限る。 ※3年連続で収穫が皆無だった農家は交付対象外とする。 |
| 2 | ひょうご安心 ブランド加算 | 3,000円 | ひょうご安心ブランドとして認定された水稻以外の作物。 |
| 3 | 推奨作物強化 助成(二毛作) | 5,000円 | 「黒枝豆(早生)とそば」又は「未成熟とうもろこしとそば」との組み合わせによる二毛作を行う場合に、黒枝豆(早生)又は未成熟とうもろこしの作付面積に応じて助成。 |
| 4 | 推奨作物助成 | 20,000円 | 黒枝豆・未成熟トウモロコシ・ 自然薯・アスパラガス |
| 5 | 学校給食加算 | 15,000円 | たまねぎ・はくさい・きゃべつ・だいこん・ 未成熟トウモロコシ・食用かんしょ・食用ばれいしょ・きゅうり・なす・トマト・ねぎ・ ブロッコリー ※JA兵庫六甲との事前出荷契約が必要 |
| 6 | 基本助成 (一般) | 10,000円 | 野菜、果樹など。 <u>永年性作物(果樹)について、3年以内に新植されているものに限る。</u> (令和元年度以降に植栽されたもの)。 ※推奨助成(4品目)を除く |
| 7 | 高収益作物等 拡大加算 (追加配分) | 30,000円以内 | 令和2年度と比較して主食用米の作付面積を減少させ、かつ、4推奨作物助成対象作物及び黒大豆の作付面積を拡大した場合のその面積に応じて配分。 |

【交付要件】・・・販売農家であること。

※出荷契約書、出荷伝票、生産日誌等販売を確認できるものが必要

地産地消



【加算イメージ】

| | | | | | | |
|---|-----------------|-------------------|------------|---|-------------------|-------------------|
| <p>★そば：10aあたり</p> <table border="1"> <tr> <td>町) 3,000円 (安プラ)</td> </tr> <tr> <td>町) 15,000円 (そば加算)</td> </tr> <tr> <td>県) 20,000円</td> </tr> </table> <p>≪町) 営農活性化事業 刈取り面積10,000円≫</p> | 町) 3,000円 (安プラ) | 町) 15,000円 (そば加算) | 県) 20,000円 | <p>★未成熟トウモロコシ： 10aあたり</p> <table border="1"> <tr> <td>町) 15,000円 (給食加算)</td> </tr> <tr> <td>町) 20,000円 (推奨助成)</td> </tr> </table> | 町) 15,000円 (給食加算) | 町) 20,000円 (推奨助成) |
| 町) 3,000円 (安プラ) | | | | | | |
| 町) 15,000円 (そば加算) | | | | | | |
| 県) 20,000円 | | | | | | |
| 町) 15,000円 (給食加算) | | | | | | |
| 町) 20,000円 (推奨助成) | | | | | | |

(2) 経営所得安定対策

<1. 畑作物の直接支払交付金 (ゲタ対策) >

諸外国との生産条件の格差により不利益がある国産農産物 (麦・大豆・そば等) について、標準的な「生産費」と「販売価格」の差額分に相当する額が直接交付される。

<そば>

- 交付金額・・・面積払 $13,000円/10a$ (全国一律)
※数量払の先払いとして、当年産作付面積に応じて支払い。
 ※基準単収の2分の1に満たない場合は対象外。

数量払 $11,690円/45kg$ (そば、2等の場合)
※規格外・未検査品については対象外。
 ※検査規格の等級区分が1等・2等のみ。

- 交付要件・・・認定農業者、集落営農、認定新規就農者のみ
※集落営農とは、①組織規約の作成、②共同販売経理、③農業法人化計画、④農地利用集積計画を要件としています。

<2. 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金 (ナラシ対策) >

収入減少による農業経営への影響を緩和し、安定的な農業経営ができるよう、農業者拠出に基づくセーフティネットとして実施される。

猪名川町営農活性化支援事業 (そば助成)

猪名川町営農活性化支援事業の1つとして、“そばの栽培支援”を行っており、野帳に基づき“そば”を作付けした場合、実収穫 (刈取) 面積に応じて助成金を交付しています。

- 助成金額・・・基本助成 $10,000円/10a$
 団地化加算 $10,000円/10a$ (1団地1ha以上の連坦田)
(但し、1団の農用地の傾斜が20分の1以上の場合は、0.5ha以上の連坦田も対象とする。)

農業者への支援制度

～ 交付金の算出について ～

経営所得安定対策や営農活性化支援事業に参加した場合に受け取れる交付金を下記に算出して例示します。（一般的な試算ですので、実際の交付額とは異なります。）

<例>そば20a、野菜20aを作付し、全ての作物を出荷する農家の場合・・・

■ そば 20a ■

- ① 産地交付金そば（県域） $20a \times 20,000円 \div 10a = 40,000円$
- ② 産地交付金そば品質確保加算 $20a \times 15,000円 \div 10a = 30,000円$
- ③ 産地交付金安心ブランド加算 $20a \times 3,000円 \div 10a = 6,000円$
- ④ 営農活性化支援事業（刈取り） $20a \times 10,000円 \div 10a = 20,000円$

∴ そば ①+②+③+④ = 96,000円

■ 野菜 20a ■

交付金額 $20a \times 10,000円 \div 10a = 20,000円$

以上により、交付金総額 116,000円 となります。

なお、経営安定所得対策の交付金は販売農家であることが確認されなければ交付されません。そのため、販売伝票など出荷されたことが確認できる書類が必要になります。

- (例) 道の駅いながわに出荷される人・・・「出荷者精算書（毎月15日、月末発行）」
量販店等に出荷している人・・・出荷販売契約書、出荷伝票、売上伝票など
知人などに販売している人・・・販売を確認できる領収書など
無人の屋台で販売している人・・・生産記録など

※出荷が確認できない場合（伝票等が提出できない場合）は、交付対象外となります。

※畑作物の直接支払交付金の交付される場合

（認定農業者、集落営農、認定新規就農者のみ）

そば $20a \times 13,000円 \div 10a = 26,000円$ ・・・面積払
 $70kg \times 20a \times 11,690円 \div 10a \div 45kg \div 36,000円$
 $36,000円 - 26,000円 = 10,000円$ ・・・数量払

※平均単収 70kg/10a とした場合

■ 経営所得安定対策 交付申請書 ■ 記入例 ■

令和2年産の実績に基づき、「①交付申請者欄」については印字されています。
記入例にしたがってご記入いただき、記入後、農会長へ提出してください。

様式第1号A

経営所得安定対策等交付金交付申請書

令和 3 年産

農林水産大臣 殿

「経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)」を了知した上で、経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

継続 新規

申請年月日を記入してください。

| | | | |
|---|------------------|---|---|
| フリガナ | | 申請年月日 | 年 月 日 |
| 氏名又は法人・組織名 | | 性別 | 生 年 月 日 |
| フリガナ | イナガワ ナナ子 ジロウ | 男 <input checked="" type="radio"/> 女 <input type="radio"/> | 明治・大正 昭和・平成 30 年 4 月 10 日 |
| 代表者氏名(法人・組織のみ) | 猪名川 太郎 次郎 | 経営形態 | 認定状況 |
| (〒 666 - 0292) | | <input type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 集落営農(構成員 人) <input type="checkbox"/> 法人 | <input type="checkbox"/> 認定農業者 <input type="checkbox"/> 認定新規就農者 <input type="checkbox"/> 集落営農(ゲタ・ナラシ対象) <input checked="" type="checkbox"/> 認定なし |
| 住所 | 川辺郡猪名川町上野字北畑 南畑3 | 電話番号 | ※連絡のとれる電話番号を記入してください(携帯可) 072-766-0001 |
| | | 法人番号 | |
| 【個人又は法人が記載】収入保険の加入状況 | | 【集落営農が記載】収入保険に加入している構成員の有無(「有」の場合、当該構成員の人数) | |
| 加入している <input type="checkbox"/> 加入していない <input checked="" type="checkbox"/> | | 有 (人) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> | |

住所・氏名を確認し訂正される場合は訂正してください。

※令和3年度より押印廃止になっております。

水田で主食用米以外の作物を作付けし、出荷販売される方が対象。

② 交付申請内容(令和3年産の申請の「する」「しない」欄に○を付けてください)※前年産の申請状況は参考です。

| 交付金名 | 例 | 令和3年産の申請 | 前年産の申請状況 |
|---------------------|---------------------|---|---|
| 水田活用の直接支払交付金の申請 | 水田活用の直接支払交付金の申請 | する <input checked="" type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> | する <input type="checkbox"/> しない <input checked="" type="checkbox"/> |
| 畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請 | 畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請 | する <input type="checkbox"/> しない <input checked="" type="checkbox"/> | する <input type="checkbox"/> しない <input checked="" type="checkbox"/> |
| 収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の申請 | 収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の申請 | する <input type="checkbox"/> しない <input checked="" type="checkbox"/> | する <input type="checkbox"/> しない <input checked="" type="checkbox"/> |

ゲタ・ナラシは、認定農業者、集落営農、認定新規就農者のみ対象です。

③ 交付対象作物等の確認(該当する欄に○を付けてください)

| 交付対象作物等 | 交付対象作物等の生産・販売の有無 | 交付対象作物等 | 交付対象作物等の生産・販売の有無 | 交付対象作物等 | 交付対象作物等の生産・販売の有無 |
|---------|--|-------------|--|------------------|--|
| 主食用米 | ある <input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> | てん菜 | ある <input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> | 新市場開拓用米 | ある <input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> |
| 小麦 | ある <input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> | でん粉原料用ばれいしょ | ある <input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> | 飼料作物 | ある <input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> |
| 二条大麦 | ある <input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> | 飼料用米 | ある <input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> | そば | ある <input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> |
| 六条大麦 | ある <input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> | 米粉用米 | ある <input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> | なたね | ある <input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> |
| はだか麦 | ある <input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> | WCS用稲 | ある <input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> | 産地交付金の地域振興作物 | ある <input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> |
| 大豆 | ある <input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> | 加工用米 | ある <input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> | 水田農業高収益化推進助成対象作物 | ある <input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> |

※「水田活用の直接支払交付金」等の交付を受けるには、出荷・販売状況が分かる書類の提出が必要となりますので、出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等を保存しておいてください。

④ 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)

| | |
|--|--|
| 登録済の振込口座 | 「個人情報」に記載された内容について |
| 変更なし <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> | 同意する <input checked="" type="checkbox"/> |

交付対象作物について、「ある」「ない」いずれかに○を付けてください。

※野菜・そばを作付けし、申請する場合は、「産地交付金」が該当項目です。

変更があれば「変更あり」に○をし、通帳のコピー、口座届出書を添付してください。

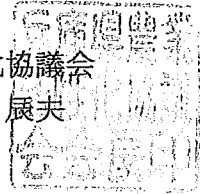
「個人情報の取扱い」を確認し、同意いただければ、「同意する」に○をつけてください。

◆裏面については、認定農業者、集落営農、認定新規就農者のみが該当する項目となっています。該当しない農業者については記載しないでください。

2 兵農活協(水)第3号
令和2年11月27日

猪名川町地域農業再生協議会長 様

兵庫県農業活性化協議会
会長 澤本 展夫



令和3年産米の市町別の生産目安の提供及びその活用のお願について

平素は、本県農業の活性化につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和3年産の市町別の生産目安につきましては、国から提示された需給見通し、県産米の需給動向、各地域協議会に対して実施した作付に関する意向調査の結果、農地の利用状況及び他作物の作付状況を総合的に勘案した上で、下記のとおり算定しましたので、情報提供いたします。

この情報の貴地域における活用方法については、地域の実情を踏まえ、下記数値を加減等調整して集落単位で提供するかなどをご判断いただき、貴地域での需要に応じた主食用米生産につなげていただくよう、よろしく申し上げます。

記

- 1 令和3年産主食用米の生産目安：848 t（面積換算値：173 h a）
- 2 1の算定に当たり用いた単収：490 kg/10 a



主食用米の令和3年産生産目安をお知らせします

兵庫県農業活性化協議会(以下、県協議会)では、県内の生産者が需要に応じた米生産に取り組めるよう、令和3年産についても主食用米の作付判断の参考となる「生産目安」を算定しました。

生産目安とは？

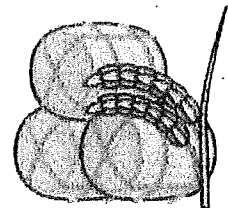
- ★ 生産目安とは、生産者が自らの経営戦略に基づき、米づくりに関する判断を適切に行っていくるよう、県協議会が本県産米への需要等を踏まえて算定する、生産者の作付判断の参考のための作付面積や生産数量です。
- ★ 生産目安は、生産者の作付判断や集落・地域の農地利用・作付計画の話し合いにご利用下さい。ただし、播種前契約や複数年契約など契約栽培により、売り先が決まっている米については、生産目安に関係なく、その契約に応じて作付して下さい。
- ★ 目安の対象は主食用米のみです(酒造好適米は含まれません)。

令和3年産生産目安

【県域の生産目安】

11月5日に国から示された需給見通しでは、国全体で前年から約30万トンの需要の減少が見込まれていますが、県産米の需要動向調査では県産主食用米に対する追加需要が一定程度見込まれることから、兵庫県の令和3年産主食用米の生産目安は、令和2年産生産目安と同等として、以下のとおり算定しました。

| | 数量 | 面積換算値 |
|---------------|----------|-----------|
| 令和3年産生産目安 | 150,000t | 29,880 ha |
| (令和2年産作付実績比) | △850t | △170 ha |
| (令和2年産生産目安対比) | 0t | 0 ha |



【地域の生産目安】

各地域の農地の利用状況、他作物の生産状況等を踏まえ、算定しています。
→市町別の生産目安は裏面のとおり

<トピックス> 令和3年産契約栽培等出荷相談先リスト更新!

県においては業務用米、加工用米の契約栽培を推進するため、実需者等からの取引の希望条件を記載した契約栽培等出荷相談先リストを作成し、兵庫県ホームページに掲載しています。ぜひご利用ください!

「契約栽培等出荷相談先リスト」 ※兵庫県ホームページから「契約栽培リスト」で検索!

→ <https://web.pref.hyogo.lg.jp/nogyokeiei/keiyakusaibaitoushukkasoudansaki-list.html>

令和3年産米の市町別主食用米の生産目安 (全体数量及び面積換算値)

兵庫県における主食用米の生産目安
(同面積換算値)

150,000 玄米トン
29,880 ha

| 市町名 | 令和3年産市町別主食用米の生産目安 | | (参考) 令和2年産 生産目安面積 との比較 ha |
|------|-------------------|-------------|---------------------------------------|
| | 玄米トン | 面積換算値 ha | |
| 神戸市 | 9,656 | 1,890 | 0 |
| 尼崎市 | 179 | 38 | 0 |
| 西宮市 | 305 | 64 | △ 4 |
| 芦屋市 | 4 | 1 | 0 |
| 伊丹市 | 187 | 38 | △ 5 |
| 宝塚市 | 818 | 167 | 0 |
| 川西市 | 221 | 45 | △ 5 |
| 三田市 | 4,322 | 852 | 0 |
| 猪名川町 | 848 | 173 | △ 9 |
| 明石市 | 1,497 | 290 | △ 7 |
| 加古川市 | 5,481 | 1,042 | △ 12 |
| 高砂市 | 529 | 103 | △ 3 |
| 稲美町 | 4,064 | 779 | 0 |
| 播磨町 | 103 | 20 | △ 3 |
| 西脇市 | 1,409 | 289 | 13 |
| 三木市 | 2,646 | 547 | 28 |
| 小野市 | 4,628 | 899 | 53 |
| 加西市 | 8,025 | 1,558 | 105 |
| 加東市 | 3,336 | 666 | 102 |
| 多可町 | 2,028 | 433 | 0 |

| 市町名 | 令和3年産市町別主食用米の生産目安 | | (参考) 令和2年産 生産目安面積 との比較 ha |
|-------|-------------------|-------------|---------------------------------------|
| | 玄米トン | 面積換算値 ha | |
| 姫路市 | 9,186 | 1,812 | △ 34 |
| 神河町 | 1,600 | 340 | 0 |
| 市川町 | 2,049 | 418 | 0 |
| 福崎町 | 1,655 | 325 | 0 |
| 相生市 | 953 | 187 | △ 2 |
| 赤穂市 | 2,038 | 396 | △ 6 |
| 上郡町 | 2,002 | 396 | 0 |
| 佐用町 | 3,391 | 691 | 2 |
| たつの市 | 6,456 | 1,234 | △ 3 |
| 宍粟市 | 4,366 | 910 | △ 22 |
| 太子町 | 947 | 183 | △ 3 |
| 豊岡市 | 12,976 | 2,549 | △ 20 |
| 香美町 | 2,355 | 488 | 0 |
| 新温泉町 | 2,461 | 502 | △ 4 |
| 養父市 | 3,321 | 674 | △ 15 |
| 朝来市 | 4,536 | 905 | 0 |
| 丹波篠山市 | 10,741 | 2,157 | 0 |
| 丹波市 | 13,266 | 2,764 | 6 |
| 洲本市 | 3,861 | 762 | △ 5 |
| 南あわじ市 | 7,543 | 1,491 | △ 25 |
| 淡路市 | 4,520 | 900 | △ 18 |

※ 主食用米の「生産目安」については、需要を踏まえた適切な作付判断を後押しするため、県協議会において、本県産の主食用米の需要動向や生産余地を踏まえて算出したものです。
※ 端数処理しているため、各市町の数値の合計と県全体数値は一致しません。

兵庫県農業活性化協議会

令和3年産米の集落別の作付予定面積調査結果一覧表

猪名川町地域農業再生協議会

| | |
|------|------------|
| 予定数量 | 861 t |
| 予定面積 | 176.1 ha |
| 基準単収 | 489 kg/10a |

| | |
|------|------------|
| 生産目安 | 848 t |
| 面積換算 | 173.0 ha |
| 基準単収 | 490 kg/10a |

| 集落番号 | 集落名 | 水田面積 (a) | 令和3年産米の需要量のに関する情報 | | | | | | | | <参考>令和2年産米の作付状況 | | | | |
|------|------|-------------|-------------------|-------------|--------------|------------|----------------|----------|---------|-------------|---------------------|---------------------|-----------|------------|-------------|
| | | | 作付予定面積 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 水 稲 | | | | そば | | | | 水 稲 | | | そば | |
| | | | 主食用米 (a) | 2年産との 比較 | 新規需要米 (a) | 加工米 (a) | 予定数量 (玄米kg) | (30kg/袋) | (a) | 2年産との 比較 | 作付目標 面積 ① (a) | 主食作付 面積 ② (a) | その他 水稲 | 作付率 ②/① | 作付面積 (a) |
| 1 | 原 | 1,244.2 | 577.6 | ▲ 6.4 | 0.0 | 0.0 | 28,245 | 942 | 89.2 | 0.0 | 652.0 | 584.0 | | 89.6 | 89.2 |
| 2 | 内馬場 | 707.9 | 256.1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 12,523 | 417 | 24.4 | 0.0 | 268.1 | 256.1 | | 95.5 | 24.4 |
| 3 | 民田 | 784.1 | 438.3 | 8.3 | 0.0 | 0.0 | 21,433 | 714 | 0.0 | 0.0 | 478.5 | 430.0 | | 89.9 | 0.0 |
| 4 | 上阿古谷 | 2,333.3 | 1,479.4 | 15.4 | 0.0 | 0.0 | 72,343 | 2,411 | 40.5 | 14.0 | 1,486.6 | 1,464.0 | | 98.5 | 26.5 |
| 5 | 下阿古谷 | 1,172.6 | 746.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 36,479 | 1,216 | 50.2 | 11.1 | 727.3 | 746.0 | | 102.6 | 39.1 |
| 6 | 北田原 | 1,303.5 | 616.4 | 17.9 | 0.0 | 0.0 | 30,142 | 1,005 | 0.0 | 0.0 | 672.5 | 598.5 | | 89.0 | 0.0 |
| 7 | 南田原 | 1,636.9 | 597.5 | 74.9 | 0.0 | 0.0 | 29,218 | 974 | 0.0 | 0.0 | 713.0 | 522.6 | | 73.3 | 0.0 |
| 8 | 北野 | 364.1 | 180.8 | 8.1 | 0.0 | 0.0 | 8,841 | 295 | 0.0 | 0.0 | 273.5 | 172.7 | | 63.1 | 0.0 |
| 9 | 紫合 | 2,264.6 | 1,030.5 | ▲ 1.7 | 0.0 | 0.0 | 50,391 | 1,680 | 56.1 | ▲ 12.1 | 1,104.6 | 1,032.2 | | 93.4 | 68.2 |
| 10 | 柏梨田 | 515.1 | 181.4 | 0.5 | 0.0 | 0.0 | 8,870 | 296 | 13.5 | 0.0 | 204.6 | 180.9 | | 88.4 | 13.5 |
| 11 | 上野 | 862.1 | 358.2 | 36.5 | 0.0 | 0.0 | 17,516 | 584 | 99.2 | 12.5 | 419.1 | 321.7 | | 76.8 | 86.7 |
| 12 | 広根 | 1,464.7 | 855.5 | ▲ 17.1 | 0.0 | 0.0 | 41,835 | 1,395 | 8.9 | ▲ 8.9 | 872.0 | 872.6 | | 100.1 | 17.8 |
| 13 | 銀山 | 233.4 | 55.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 2,690 | 90 | 0.0 | 0.0 | 54.0 | 55.0 | | 101.9 | 0.0 |
| 14 | 猪淵 | 439.1 | 152.5 | 4.6 | 0.0 | 0.0 | 7,457 | 249 | 41.1 | 30.8 | 144.6 | 147.9 | | 102.3 | 10.3 |
| 15 | 肝川 | 889.7 | 521.3 | 0.1 | 0.0 | 0.0 | 25,492 | 850 | 0.0 | 0.0 | 504.3 | 521.2 | | 103.4 | 0.0 |
| 16 | 差組 | 599.7 | 235.4 | ▲ 17.8 | 0.0 | 0.0 | 11,511 | 384 | 0.0 | 0.0 | 313.9 | 253.2 | | 80.7 | 0.0 |
| 17 | 万善 | 931.3 | 179.4 | ▲ 15.5 | 0.0 | 0.0 | 8,773 | 292 | 23.5 | 8.5 | 250.5 | 194.9 | | 77.8 | 15.0 |
| 18 | 槻並 | 3,742.0 | 1,799.6 | ▲ 56.8 | 0.0 | 0.0 | 87,999 | 2,933 | 237.8 | ▲ 42.4 | 1,946.3 | 1,856.4 | | 95.4 | 280.2 |
| 19 | 木津上 | 1,330.4 | 480.7 | ▲ 9.2 | 0.0 | 0.0 | 23,506 | 784 | 54.9 | ▲ 2.8 | 586.4 | 489.9 | | 83.5 | 57.7 |
| 20 | 木津 | 582.0 | 368.1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 18,000 | 600 | 0.0 | 0.0 | 356.8 | 368.1 | | 103.2 | 0.0 |
| 21 | 木間生 | 554.1 | 282.1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 13,795 | 460 | 0.0 | 0.0 | 286.0 | 282.1 | | 98.6 | 0.0 |
| 22 | 朽原 | 1,100.3 | 480.2 | ▲ 1.5 | 0.0 | 0.0 | 23,482 | 783 | 0.0 | 0.0 | 471.3 | 481.7 | | 102.2 | 0.0 |
| 23 | 林田 | 516.3 | 111.2 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 5,438 | 181 | 0.0 | 0.0 | 128.9 | 111.2 | | 86.3 | 0.0 |
| 24 | 笹尾 | 1,579.2 | 843.6 | 155.9 | 0.0 | 0.0 | 41,252 | 1,375 | 413.4 | ▲ 150.2 | 842.0 | 687.7 | | 81.7 | 563.6 |
| 25 | 清水 | 864.3 | 384.4 | ▲ 3.3 | 0.0 | 0.0 | 18,797 | 627 | 26.6 | 0.0 | 418.3 | 387.7 | | 92.7 | 26.6 |
| 26 | 清水東 | 946.6 | 621.6 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 30,396 | 1,013 | 0.0 | ▲ 40.1 | 634.2 | 621.6 | | 98.0 | 40.1 |
| 27 | 仁頂寺 | 335.3 | 137.3 | ▲ 4.8 | 0.0 | 0.0 | 6,714 | 224 | 0.0 | 0.0 | 173.3 | 142.1 | | 82.0 | 0.0 |
| 28 | 島 | 465.8 | 234.8 | 1.5 | 0.0 | 0.0 | 11,482 | 383 | 15.0 | 0.0 | 238.4 | 233.3 | | 97.9 | 15.0 |
| 29 | 鎌倉 | 937.6 | 557.0 | 34.1 | 0.0 | 0.0 | 27,237 | 908 | 44.3 | ▲ 7.6 | 563.3 | 522.9 | | 92.8 | 51.9 |
| 30 | 杉生 | 1,303.6 | 599.8 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 29,332 | 978 | 0.0 | 0.0 | 560.7 | 599.8 | | 107.0 | 0.0 |
| 31 | 西畑 | 995.2 | 455.1 | ▲ 9.6 | 0.0 | 0.0 | 22,254 | 742 | 192.5 | ▲ 102.1 | 406.3 | 464.7 | | 114.4 | 294.6 |
| 32 | 柏原 | 2,697.6 | 1,194.3 | 47.5 | 0.0 | 0.0 | 58,401 | 1,947 | 185.2 | 34.0 | 1,259.4 | 1,146.8 | | 91.1 | 151.2 |
| 33 | 農会外 | 2,005.7 | 596.3 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 29,159 | 972 | 0.0 | | 710.4 | 596.3 | | 83.9 | 38.8 |
| | 合計 | 37,702.3 | 17,607.4 | 261.6 | 0.0 | 0.0 | 861,003 | 28,704 | 1,616.3 | ▲ 294.1 | 18,721.1 | 17,345.8 | 0.0 | 92.7% | 1,910.4 |

※ 四捨五入により計算の値が一致していない場合もある。▲はマイナス
 ※ 袋数は、集落の生産数量目標を30kgで割った数値で、少数点以下は四捨五入している。

転作現地確認について

令和3年6月中旬頃から町職員及びJA職員による転作田の現地確認を実施いたします。

つきましては、現地確認に先立ち、各農会より提出された水稻生産実施計画書及び営農計画書に基づき、作付け状況を記載した「令和3年度 現地確認票」を各農会長宅へお届けいたしますので、現地確認実施日までに圃場に掲示いただきますようお願いいたします。

なお、本年度につきましても新型コロナウイルス感染拡大防止のため、前年度に引き続き農会長の立会は中止し、町職員及びJA職員のみで実施いたします。

<現地確認表見本> *6月上旬に配布予定

| 令和3年度経営所得安定対策等現地確認票 | |
|---------------------|--------------------|
| 地域協議会 | 008 猪名川町地域農業再生協議会 |
| 農協 | 010 兵庫六甲 |
| 市町村 | 008 猪名川町 |
| 地区 | 001 中谷地区 |
| 集落 | 000 中谷 |
| 申請者番号 | 中谷 0005 |
| 地名・地番 | キタバタケ11-1 |
| 作付面積 | 550 m ² |
| 作物名等 | トマト |

必ず、現地確認日の前日までに該当するほ場に掲示してください。

可能な限り、竹杭などで固定し、道路（農道）から視認できるところに掲示をお願いいたします。

野帳の記入について

(水稲生産実施計画書及び営農計画書兼水稲共済細目書異動申告票)

- ※ 記入例を添付しております。
- ※ 営農計画書は経営所得安定対策における確認書類としても使用します。
- ※ 令和2年度は4部複写でしたが、本年度より5部複写となっております。

■記入の手順■

1. 印字されている「住所」「氏名」「地名・地番」等を確認してください。
※ 営農計画書には、令和2年度の営農計画書の実績が印字されています。

2. 令和3年度の営農計画を記入してください。

(1) 水稲の場合

- ①【水稲作付（申込）面積】欄に面積を記入してください。
- ②【水稲品種名】欄に品種名を記入してください。

(2) 野菜等を作付する場合

- ①【転作等の面積】欄に面積を記入してください。
- ②【転作等作物名】欄に作付する品目を記入してください。

※1 複数の品目（野菜）を作付する場合、主な作物1種類のみを記入してください（出荷する場合は、出荷作物名を記入してください）。

※『大豆』は、未熟豆（枝豆）と成熟豆（大豆）で交付対象事業が異なります。枝豆は野菜として、大豆は戦略作物及び畑作物として扱われるため、区別して記入してください。
また、黒大豆又は白大豆のいずれかも区別して記入してください。

※2 本年度より水田活用の直接支払交付金の産地交付金（町）として二毛作助成を新設したため、「黒枝豆（早生）とそば」「未成熟とうもろこしとそば」による二毛作を行われる方は、基幹作（そば）を【転作等作物名】欄に記載し、二毛作（黒枝豆（早生）と未成熟とうもろこしを【裏作物】欄に記載してください。

- ③出荷する場合、【出荷販売目的】欄に○を付けてください。

(3) 新規需要米・加工用米等を作付する場合

- ①【転作等の面積】欄に面積を記入してください。
- ②【転作等作物名】欄に作付する品目及び品種名を記入してください。

(4) 調整水田又は保全管理の場合

- ①【転作等の面積】欄に面積を記入してください。
- ②【転作等作物名】欄に「調整水田」又は「保全管理」と記入してください。

※調整水田は水張して水稲を作付しない水田、又は、分筆をして作付しない水田面積を指し、保全管理は作付をせず草刈等の管理のみをする圃場を指します。

3. 5部複写になっています。切り離さず、農家控えも含め 5枚すべてを提出 してください。

■留意事項■

- ① 印字されている「住所」「氏名」「地名・地番」等が間違っている場合は、記入例のように訂正してください（実際の耕作者を記入してください）。

※記載の名前が経営所得安定対策交付金の交付申請対象者となります。

- ② 「面積」は、アール以下2桁（例：1.50a）で記入してください。

1町=100a ・ 1反=10a ・ 1畝=1a

- ③ 「水稲品種名又は転作等作物名」には具体的な品種名又は作物名を記入してください。

複数品目を作付されている場合は主な作物を記入してください。

- ・ 出荷する場合 → 出荷作物名を記入してください。
- ・ 出荷しない場合 → 主に栽培される作物名を記入してください。

※果樹：植栽年を必ず記入してください。3年以内に新植された永年作物のみ交付対象となります。

※大豆：未熟豆（枝豆）と成熟豆（大豆）で交付対象事業が異なります。

枝豆は野菜として、大豆は戦略作物及び畑作物として扱われるため、区別して記入してください。また、黒大豆又は白大豆のいずれかも区別して記入してください。

※やむを得ず作付できない場合は、調整水田、保全管理とご記入ください。

- ④ 出荷販売する場合は、必ず「出荷販売目的」に“○”を記入してください。

◆ 経営所得安定対策に参加される農家は、必ずほ場ごとに「出荷販売目的」を記入してください。出荷される場合は『○』、出荷されない場合は未記入となります。

◆ 経営所得安定対策では、出荷が交付要件となっています。そのため、「出荷販売目的」に○を記入されたほ場だけが、交付金の対象となります。

○が記入されていないほ場は、出荷していないということになり、経営所得安定対策交付金の対象になりません。

◆ 経営所得安定対策交付金を受けるには、出荷販売伝票、売り上げ伝票、生産日誌などが必要になります。出荷販売伝票等を確認できない場合は、交付金が支払われないことがあります。

- ⑤ 1枚の農地で異なる作物を作付けする場合（「上記分筆」と記入）は、それぞれの作物名と面積を記入してください。

なお、水稲、そば、大豆、枝豆以外に転作作物を作付けする場合は、主要な作物名（出荷する場合は、出荷作物名）を記入してください。

■農地の権利の異動等について■

- ① 農地法による許可を受けて、所有権移転をした場合（売買・贈与等）
 - （ア）譲渡人は、譲受け相手先 および 許可年月日を記入
 - （イ）譲受人は、譲渡し相手先 および 許可年月日を記入

 - ② 農地法による許可又は届出によって農地転用をした場合（住宅・倉庫等）
許可または、届出受理年月日を記入

 - ③ 公共事業によって買収された場合（道路・河川等）
契約年月日を記入

 - ④ 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地の貸し手・借り手の申し出によって利用権の設定・移転計画をとりまとめるもの）で、農業委員会の決定を経て公告することにより農地の貸し借りをを行っている場合
届出年月日を記入
- * 営農計画書は、猪名川町に住所を定めている農家が対象です。町外にお住まいの人は、居住地で営農計画書を提出することになります。
- * 農地の貸し借りには届出が必要です。
- * 農地利用権移動・地籍の面積等の変更について情報提供してもらい、修正しています。

<問合せ先>

猪名川町地域振興部農業環境課

（農政担当 橋岡・田中）

TEL 766-8709

営農計画書 ～記入例～

[集落控]

組合等 他 二 一 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十

組合等 他 二 一 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十

川辺郡猪名川町上野字北畑 三 南畑3

猪名川 太郎 次郎

電話番号 072-766-0001

生産予定面積

| | | | | | |
|-----|------|------|------|-----|-----|
| 小麦 | 二条大豆 | 六条大豆 | はだか麦 | 大豆 | そば |
| a m | a m | a m | a m | a m | a m |

令和1年度から水稲共済への加入が任意となっております。加入しない場合は○を記入してください。記入がない場合は、加入と見なします。

青色申告状況を記載してください。行っている場合に「○」を記入してください。

複数の野菜を作付する場合、主な作物1種類のみを記入してください。
例) 春にトマト、キュウリ、秋にダイコン・ハクサイを植える計画の場合、「トマト」のみ書く。ただし、黒枝豆、未成熟とうもろこし、自然薯、アスパラガスは交付金額が異なるため、面積を分けて記載してください。

【注1】出荷販売される場合は【出荷販売目的】欄に必ず『○』を記入してください。(経営所得経営対策の申請が可能です。)
【注2】「枝豆(白(黒))」と「大豆(白(黒))」は交付単価が異なります。面積を分けて記載してください。

「黒枝豆(早生)とそば」「未成熟とうもろこしとそば」の二毛作を検討される方は、こちらに「黒枝豆(早生)」もしくは「未成熟とうもろこし」の作付面積を記載してください。

①農地の異動に伴う修正、②経営所得安定対策に関する記入については、次頁を確認してください。←

令和2年度の実績が印字されています。令和3年度の計画圃場の地番・地名を確認し、令和3年度の計画(黒枠内)を必ず記入してください。
※修正・追加の圃場がある場合は、【裏面①移動に伴う修正】を確認して追加で記入してください。

| 圃場番号 | 地番 | 地名 | 面積 | 作物 | 収量 | 等級 | 作付時期 | 作業者 | 委託 | 受託 | 栽培 | 減収% | 直交 | 裏作物 | 転作等 | 転作状況 | 出荷販売目的 | |
|--------|-------|-----|-------|-------------|------|----|------|-----|----|----|----|-----|----|-----|-----|------|--------|--|
| 1 | キタハタ | 1 | 10.00 | コシヒカリ | 8.00 | 5 | | | | | | | | | | | | |
| (上記分筆) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | キタハタ | 4-5 | 3.20 | 調整水田 | 2.00 | 5 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 枝豆(黒) | 1.20 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 大豆(黒) | 2.00 | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | ミナミハタ | 3 | 7.50 | 加工用米(コシヒカリ) | 7.50 | 4 | | | | | | | | | | | | |
| 4 | ミナミハタ | 7 | 2.10 | トマト | 2.10 | 4 | | | | | | | | | | | | |
| 5 | ヒガシハタ | 1 | 5.50 | くい | 5.50 | 4 | | | | | | | | | | | | |
| 6 | ヒガシハタ | 2 | 4.40 | 保全管理 | 4.40 | 2 | | | | | | | | | | | | |
| 7 | ヒガシハタ | 3 | 3.40 | そば | 3.40 | 2 | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

大豆(白・黒)と枝豆(白・黒)は区別

果樹は新植3年以内のみ交付対象となります。必ず植栽年を記入してください。

黒枝豆(早生) 3.40

作付等の計画がなく、草刈等の管理のみをする場合は、「保全管理」と記入してください。

牛飼養

方計参加

生肥糞

糞加

右

右

整理

整理

整理

整理

整理

整理

整理

整理

整理

整理

整理

整理

整理

整理

整理

整理

整理

整理

整理

整理

①農地の異動に伴う修正記入

| 耕地番号 | 地名・地番 | 本地面積 | 分前年品種 筆番号 | 水申 稲込 作面積 | 転の 作面積 | 転作等 作物名 | 水稲品 種名 又は 作物名 | 収量等 級 | 作 期 | 作業受託 該当 | 多収品種 耕畜連携 | 開田年月 | 転換年月 | 直有栽 | 裏作物 | | 転作等 実施状況 | 出荷 販売 |
|------|---------|-------|--------------|-----------------|-----------|------------|------------------------|----------|--------|------------|--------------|------|------|-----|------|------|-------------|----------|
| | | | | | | | | | | | | | | | 作物等名 | 作物等名 | | |
| 1 | キタハタ | 10.00 | コシヒカリ | 8.00 | | | | 5 | | | | | | | | | | |
| 2 | キタハタ | 3.20 | | | | | | 4 | | | | | | | | | | |
| 3 | ミナミハタ | 7.50 | | | | | | 4 | | | | | | | | | | |
| 4 | ミナミハタ 7 | 2.10 | | | 2.10 | トマト | | 4 | | | | | | | | | | |
| 5 | ヒガシハタ 1 | 12.50 | | | 8.00 | ヒノヒカリ | | 4 | | | | | | | | | | |

(1) ほかの農業者へ農用地利用権を移した場合は、令和2年度の実績に基づき記載されています。異動日を取り消し線で消し、移転先の農業者名、異動日を記載してください。

(2) ほかの農業者から農用地利用権を取得した場合は、新しく取得した農地の地名・地番、面積を記載してください。また、移転前の農業者名、異動日を記載してください。

営農情報

②経営所得安定対策(産地交付金)に関わる記入

| 耕地番号 | 地名・地番 | 本地面積 | 分前年品種 筆番号 | 水申 稲込 作面積 | 転の 作面積 | 転作等 作物名 | 水稲品 種名 | 収量等 級 | 作 期 | 作業受託 該当 | 多収品種 耕畜連携 | 開田年月 | 転換年月 | 直有栽 | 裏作物 | 裏作物 面積 | 転作等 作物等名 | 転作等 面積 | 出荷販売 目的 |
|------|----------|-------|--------------|-----------------|--------------|----------------|-----------|----------|--------|------------|--------------|------|------|-----|-----|-----------|-------------|-----------|------------|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | キタハタ 1 | 10.00 | コシヒカリ | 8.00 | | | | 5 | | | | | | | | | | | ○ |
| 2 | キタハタ 4-5 | 3.20 | | | 1.20 2.00 | 枝豆(黒) 大豆(黒) | | 4 | | | | | | | | | | | ○ |
| 3 | ミナミハタ 3 | 7.50 | | | 7.50 | トマト | | 4 | | | | | | | | | | | ○ |
| 4 | ミナミハタ 7 | 2.10 | | | 2.10 | じゃがいも | | 2 | | | | | | | | | | | ○ |
| 5 | ヒガシハタ 1 | 12.50 | | | | くり | | 4 | | | | | | | | | | | ○ |

大豆(白・黒)と枝豆(白・黒)は区別

複数の野菜を作付する場合は、主な作物1種類のみを記入してください。
例) 春にトマト、キュウリ、秋にダイコン・ハクサイを植える計画の場合、「トマト」のみ書く。

営農情報

出荷販売される場合は【出荷販売目的】欄に必ず「○」を記入してください。

※経営所得安定対策の交付金の交付対象となりません。
※給食用に作付・出荷する場合は営農情報欄に「学校給食用」とご記入ください。

学校給食用

果樹は植栽年を必ず記入してください。
3年以内に新植された場合のみ、交付金が交付されます。

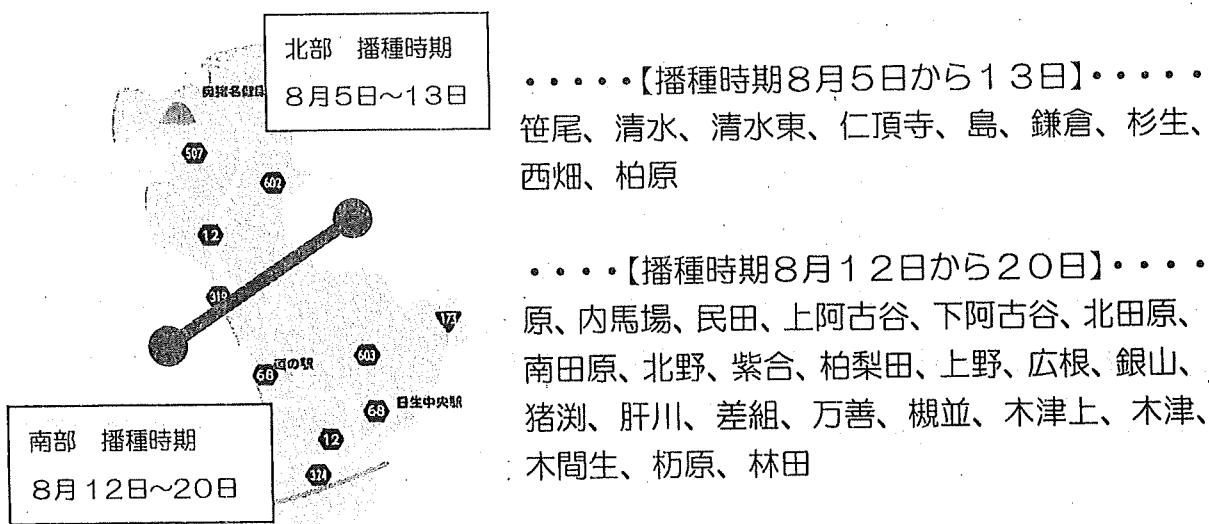
令和3年産そば

配布種子について(案)

猪名川町では「赤花そば」について、平成11年度より導入し、これまで「ブランド化」を図ってきた経緯から、今後についても品種を保持しながら、猪名川町のブランドとして「赤花そば」を継承していきます。

播種時期につきましては、下記のとおり北部と南部で分けて設定しておりますので、播種時期を厳守いただきますようご理解・ご協力をお願いいたします。

また、そばは天候や排水対策等により出来高が左右されやすいため、徹底した排水対策等をお願いいたします。

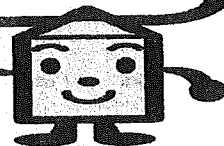


《赤花そば》

夏まき（秋そば栽培）。生育日数70日前後。

但馬地域在来種。

★刈取り時期を北部と南部では時期を分けているため、播種時期の徹底をお願いします。



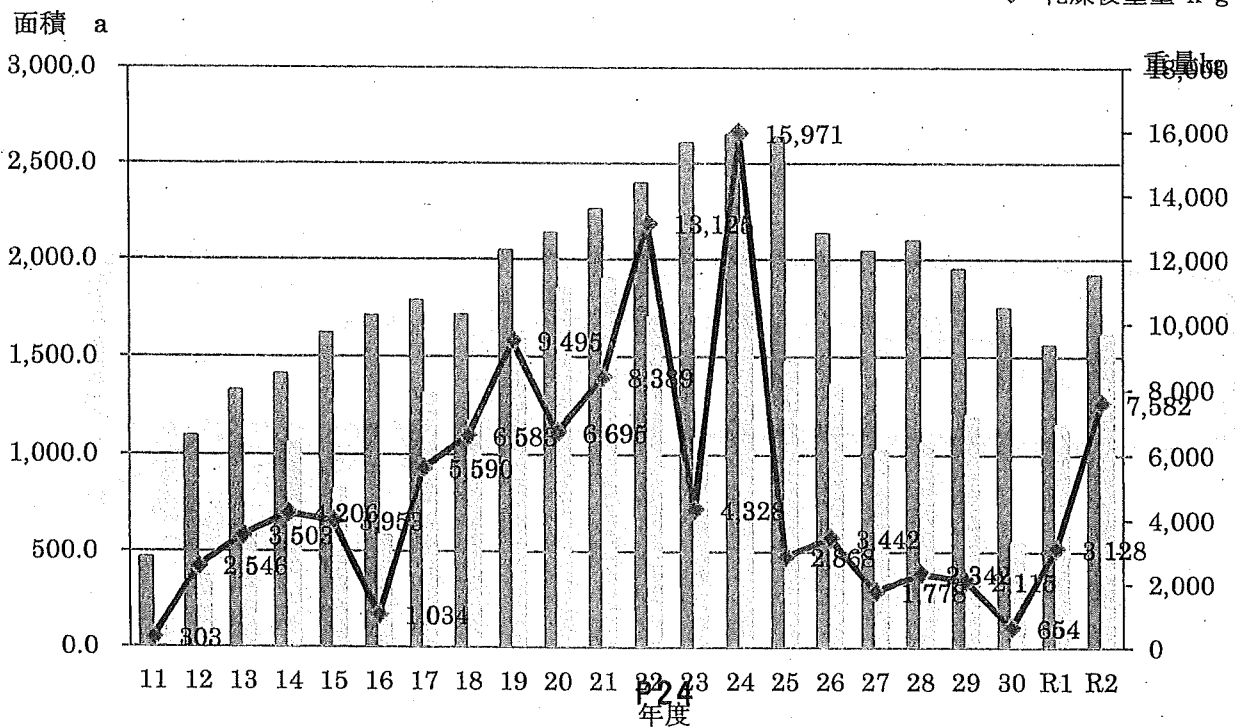
栽培の目安

| 栽培管理 | 7月 | | | 8月 | | | 9月 | | | 10月 | | | 11月 | |
|------|----|------|------|-------------------|--------------------|----|----|----|----|-----|----|----|-----|----|
| | 中旬 | 下旬 | | 5 ~ 13 日 | 12 ~ 20 日 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 |
| | | ほ場準備 | 排水対策 | 耕起・砕土 | 畝立 | | | | | | | | | |
| 北部 | | | | 播種 | 発芽 | → | 開花 | → | → | → | → | 成熟 | | |
| 南部 | | | | | 播種 | 発芽 | → | 開花 | → | → | → | → | 成熟 | |

★湿害に極めて弱いため、排水対策の徹底をお願いします。
 ⇒明渠と排水口は必ずつなげてください。
 ★播種時期の厳守及び肥培管理をお願いします。
 ※播種が遅れると、刈取りが出来ない場合があります。

そばの作付面積・収穫面積・収量の推移

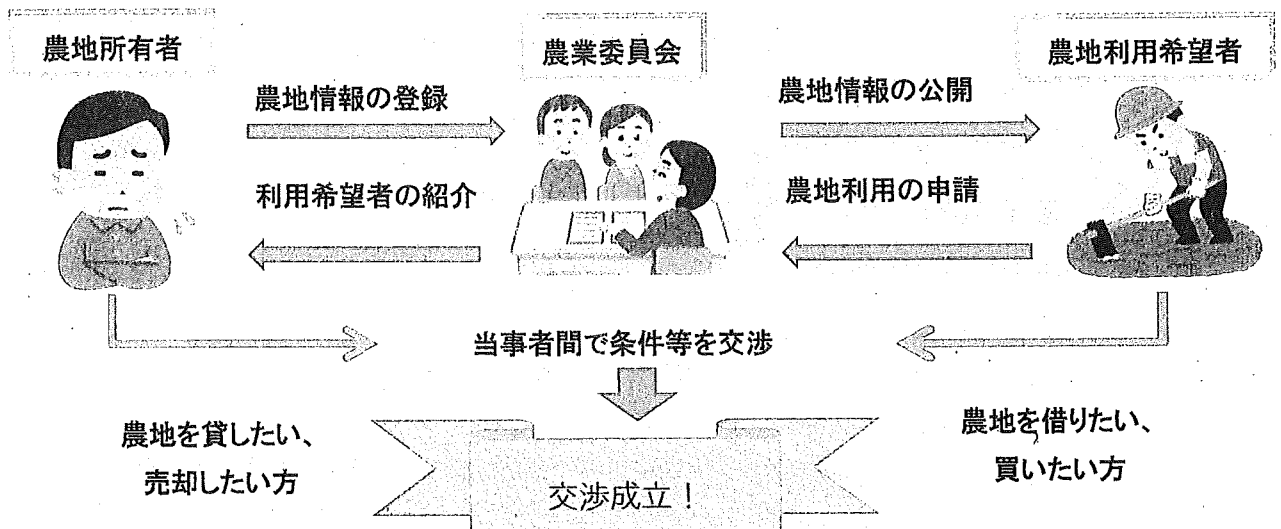
■ 播種面積 a
 ■ 収穫面積 a
 ◆ 乾燥後重量 k g



猪名川町農地バンク制度

「農地バンク制度」とは、所有者が耕作、管理できなくなった農地の売買、貸借に関する情報を収集し、農地の利用希望者へ農業委員会が窓口となって、広く提供する制度です。農業委員会は、登録された農地情報を就農希望者や規模拡大農業者へ公表、提供し、新規就農者の就農促進、農地の集積、集約、耕作放棄地の発生防止、解消など農地の有効利用の促進を目的としています。

農地バンクイメージ図



農地所有者(農地を売りたい、貸したい方)

農地に係る所有権、その他の権利により当該農地の売買、貸付を行うことができる者で、主に

- (ア) 高齢等により耕作が困難な方で、農地が荒廃、遊休化している、または、将来その可能性のある方
- (イ) 農地を所有しているが、自分で耕作、管理する時間がない方
- (ウ) 後継者や農業従事者不足等により、経営規模を縮小したいと考えている方

登録できる農地の要件

- (ア) 猪名川町内の市街化調整区域内の農地(市街化区域内農地は除く)
- (イ) 貸付または取得時に、耕作の妨げとなる権利設定(賃借権、特定作業受託等)がされていない農地
- (ウ) 田または畑であり、境界が明確な農地
- (エ) 不動産業者等の介入物件でない農地

農地利用希望者(農地を借りたい、買いたい方)

- (ア) 貸借にあつては、1,000㎡以上、売買にあつては、1,000㎡(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用区域内にある農地にあつては、3,000㎡)以上の経営農地面積を有する者で、かつ、耕作する全ての農地を適正に管理することができ、地域と協調した農業経営、又は地域活動ができる者
- (イ) 新規就農者の場合は、農業経営の実務経験、研修経験を有していると認められ、猪名川町及び猪名川町農業委員会の農地相談を受けた者

登録農地の抹消

- (ア) 農地登録者から登録農地の抹消届があつたとき。
- (イ) 登録農地に係る所有権その他権利の異動があつたとき。
- (ウ) 申請内容を偽って登録していたことが判明したとき。
- (エ) 前各号に掲げるもののほか、農業委員会が登録を抹消する必要があると認めるとき。

農地の維持管理

農地バンクに登録された農地に関する売買又は貸借の契約が成立するまでの間は、当該農地の維持管理は、農地登録者が行っていただきます。

媒介行為等

農業委員会は、農地登録者及び農地利用希望者との農地に関する交渉並びに売買又は貸借の契約の媒介並びに代理する行為には、関与しません。

【お問い合わせ先】

猪名川町農業委員会事務局(農業環境課内)

TEL:072-766-8709 FAX:072-766-7725

詳しくは、猪名川町 HP を検索！

猪名川町農地バンク



荒廃農地再生利用促進事業補助金

～ 荒廃農地の再生に補助金を交付します！！ ～

補助金の概要

猪名川町農地バンク制度を通じて荒廃農地を借受け（又は購入し）、荒廃農地の再生作業を行っていただいた場合に補助金を交付します。
また、再生した農地でその後、農作物の作付けを行っていただければ、さらに追加で補助金を交付します。

対象農地

猪名川町農業委員会が実施する農地利用状況調査において、特に改善が困難であると判断された農地（もしくは、現地調査の結果、これに準ずると判断された農地）

補助金額

- 1 再生利用活動（草刈、深耕、整地等） 50,000円/10a
↓ 1の活動後、再生された農地で下記の活動を行うと・・・
- 2 農作物等作付活動（農作物等の作付け） 10,000円/10a
- 3 農作物等作付活動（そばの作付け） 20,000円/10a

※ 2及び3について交付される回数は年1回最大3年間が限度。

例えば・・・

★ 10aの荒廃農地で1と3に取り組む場合

| | | | | |
|-----|-----------|---|---------|----|
| 1年目 | 荒廃農地の再生作業 | → | 50,000円 | 交付 |
| 2年目 | そばの作付け | → | 20,000円 | 交付 |
| 3年目 | そばの作付け | → | 20,000円 | 交付 |
| 4年目 | そばの作付け | → | 20,000円 | 交付 |

最大 11万円 交付

【お問い合わせ】

猪名川町役場 農業環境課 農政担当

電話：072-766-8709（平日8:45～17:30）

住所：猪名川町上野字北畑1-1-1

有害鳥獣被害対策について

猪名川町では、シカ・イノシシなどの有害鳥獣による農作物被害の発生防止や軽減を目的として、以下の制度を設けています。

1. 資材購入費の助成事業

有害鳥獣による被害対策に使用する資材を購入する個人、法人、農会を対象に、次のような助成制度を設けています。

(1) 鳥獣被害防止柵購入助成

| | |
|--------|---|
| 対象者 | <ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有し、農業を営む個人又は法人 ・現に農作物被害を受けている、又は受ける恐れがある者 ・同一年度に本人又は同一世帯員が、この補助金を受けていないこと ・過去8年以内に同一農地で本事業又は国・県等の補助を受けていないこと ・町税の滞納がないこと |
| 対象経費 | ・電気柵、ネット柵、トタン柵、ワイヤーメッシュ柵の購入に要する経費 |
| 補助金額 | <ul style="list-style-type: none"> ・購入費用（税抜き）の1/2以内で、上限額は次の区分のとおり ①個人で、生産した農作物をJA兵庫六甲、道の駅いなかわ等へ出荷している（予定含む）もの：5万円 ②①以外の個人で、自己所有農地で営農するもの：3万円 ③法人：10万円 |
| 申請手続き | ・資材購入前に、農業環境課窓口へ申請書（必要書類添付）を提出 |
| 申請受付開始 | ・4月1日から受付中（予算に達し次第終了） |

(2) 箱わな購入助成

| | |
|--------|---------------------------------|
| 対象者 | ・各地区農会 |
| 対象経費 | ・シカ・イノシシ用の箱わなの購入に要する経費 |
| 補助金額 | ・購入費用（税抜き）の1/2以内。上限5万円 |
| 申請手続き | ・箱わな購入前に、農業環境課窓口へ申請書（必要書類添付）を提出 |
| 申請受付開始 | ・4月1日から受付中（予算に達し次第終了） |

2. 有害鳥獣の捕獲

(1) 鳥獣被害対策実施隊による捕獲

有害鳥獣の捕獲には、狩猟免許や町の捕獲許可が必要で、たとえ被害にあい困っていても、資格のない人が無暗に捕獲することはできません。猪名川町では「猪名川町鳥獣被害対策実施隊」を組織しており、農会から申請があると町から指示を出し、銃猟・わな猟の方法によりイノシシやシカの捕獲を行います。

捕獲を希望される場合は、各地区の農会長から農業環境課へ申請が必要ですので、詳しくはご相談ください。

(2) イノシシ、シカ捕獲用の「箱わな」、「囲いわな」の貸出し

町で所有しているイノシシ、シカ捕獲用の「箱わな」や「囲いわな」を、農会からの申請により貸出しています。農会で町から箱わな等を借り、(1)の捕獲申請をしていただく事で、わな免許所持者がいない農会でも実施隊員による捕獲活動が可能となります。貸出しを希望される農会は、農業環境課までご相談ください。なお、箱わな等の貸出し・使用に係る役割分担として、地元農会の皆様には次の事項のとおりご協力をお願いいたします。

| | |
|----------------------|--|
| 農会の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・設置する場所の地権者との調整 ・設置の補助（仕掛けのセットは除く） ・箱わな等設置後の餌付けと見回り ・捕獲できた時の実施隊員への連絡 など |
| 実施隊員の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・わなの仕掛けのセット ・捕獲した個体の処分 など |
| 貸出対象 | <ul style="list-style-type: none"> ・農会又は自治会 |
| 貸出期間 | <ul style="list-style-type: none"> ・原則6ヶ月以内（※希望が重複する場合は一旦返却等の調整をお願いする場合があります。） |
| 貸出数量 | <ul style="list-style-type: none"> ・1農会等につき、原則1基まで（※転貸不可） |
| わなの大きさの目安 （組み立て後） | <p>（箱わな）幅 1.00m×奥行 2.00m×高さ 1.00m （囲いわな）幅 4.00m×奥行 4.00m×高さ 2.13m ※借用の際は軽トラック等の車両をご用意ください。</p> |

(3) アライグマ、ヌートリア捕獲用の捕獲箱の貸出し

特定外来生物であるアライグマ、ヌートリアによる農作物被害を減少させるため、捕獲箱の貸出しを行っています。貸出しを希望される場合は、農業環境課までご相談ください。

| 対象者 | 貸出台数 | 貸出期間 | 留意事項 |
|--------|------|------|---|
| 自治会・農会 | 2基まで | 3ヶ月 | <ul style="list-style-type: none"> ・返却期日は厳守してください。 ・期間の延長は、再度申請が必要です。 ・捕獲できたら農業環境課までご連絡ください。 |
| 個人 | 1基 | 1ヶ月 | |

3. 鳥獣対策サポーター派遣支援事業について

被害を受けている農地や農作物の被害対策や、被害を与える個体（イノシシ、シカ）をより効果的に捕獲・駆除するにはどうしたらよいか（どこから侵入している？わなの設置場所は？餌付けの方法は？）などと言ったことについて、鳥獣対策の専門家（民間の専門事業者、鳥獣対策サポーター）を地域に派遣し、お手伝いする制度です。

具体的にどのようなことができるかは、地域の実情に応じて、皆様のご意見・ご希望を伺いながら、一緒に考えることができます。

制度の利用に関心がある農会は、農業環境課までご連絡ください。（一次募集 令和3年5月末まで）※ご希望が多数の場合、全てのご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

4. 年度別捕獲実績

| 年 度 | アライグマ | ヌートリア | シカ | イノシシ | 合 計 |
|-------|-------|-------|----|------|-----|
| H24年度 | 41 | 2 | 18 | 6 | 67 |
| H25年度 | 88 | 10 | 14 | 9 | 121 |
| H26年度 | 131 | 18 | 34 | 37 | 220 |
| H27年度 | 52 | 3 | 55 | 50 | 160 |
| H28年度 | 52 | 5 | 59 | 59 | 175 |
| H29年度 | 109 | 26 | 73 | 63 | 271 |
| H30年度 | 122 | 7 | 92 | 144 | 365 |
| R元年度 | 67 | 0 | 89 | 73 | 229 |
| R2年度 | 157 | 0 | 94 | 114 | 365 |

5. 「鳥獣被害対策マニュアル」の配布について

町で作成した鳥獣被害対策マニュアル（別添）を、各農家向けにお配りしますのでご活用ください。

農作業における野焼きについて

～周辺の生活環境に十分配慮しましょう～

近年、野焼き（野外焼却）から発生する煙や臭いに対する苦情が増えています。

農業を営むために必要な野外焼却であったとしても、周辺の生活環境に対する十分な配慮が必要です。

農作業における野焼きについては、次の事項に留意のうえ、周辺環境との調和を図ってください。

○廃棄物の野外焼却は原則禁止です

廃棄物を野外で焼却することは、原則、法律で禁止されています。

○野外焼却の禁止には例外規定があります

次の場合は法律に定められた例外として、野外焼却が認められています。

- ① 国等公共団体がその施設の管理を行うために必要なもの
- ② 災害の予防、応急対策または復旧のために必要なもの
- ③ 風俗習慣、または宗教上の行事を行うもの
- ④ 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われるもの
- ⑤ たき火その他日常生活を営むうえで通常行われる焼却であって軽微なもの

○周辺の生活環境への配慮が必要です

例外とされた行為であっても、むやみに燃やしてよいということではありません。気象条件や時間帯、焼却量によっては、大量に発生する煙や臭いが、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。（※住宅や交通量の多い道路に近いところでは特に注意が必要です。）

例外として認められた野外焼却をする際には、次の点を参考にして、周辺の生活環境に十分配慮したうえで行ってください。

- ・草はよく乾燥させて、少量ずつ燃やしてください。
- ・できるだけ風のない日を選んでください。
- ・時間帯に配慮してください。
- ・野外焼却以外に適切な方法がとれる場合は、できる限り、周辺環境との調和が図られる方法を優先してください。

【問い合わせ先】

役場農業環境課環境衛生担当

TEL 766-8709

令和3年度 阪神農業改良普及センターの活動体制

(1) 職員

| 所属課名及び職名 | 氏名 | 指導項目 | 業務担当 |
|----------|--------|------------|------------------------|
| 所長 | 岡本 直樹 | 野菜 | 総括 |
| 地域・経営課長 | 石部 さやか | 野菜 | 普及企画、農業公害・災害、鳥獣害 |
| 農政専門員 | 三宅 元一 | 花き | 新規就農相談、PPV対策 |
| 担当課長補佐 | 中谷 隆文 | 果樹、主作・農業機械 | 三田市 |
| 普及主査 | 細見 淳 | 野菜 | 尼崎市、西宮市、芦屋市 |
| 普及主査 | 初田 源一郎 | 野菜、茶 | 猪名川町 |
| 普及主査 | 岩本 能昌 | 畜産、農業経営 | 宝塚市、制度資金、認定農業者 |
| 主任 | 池田 隆直 | 花き | 川西市、農村整備、集落営農推進、植物防疫 |
| 主任 | 田中 知美 | 農産物活用 | 男女共同参画、農村女性起業 |
| 職員 | 岡田 啓史 | 野菜 | 伊丹市、青年農業者、環境創造型農業、有機農業 |
| 職員 | 寺田 菜由 | 果樹 | 情報、土壌測定診断 |
| 県政推進員 | 十倉 康子 | | 事務補助 |

(2) プロジェクトチーム

課題名：生産から消費を結ぶ新たな仕組みづくり

対象名：黒大豆枝豆生産者

担当課名：地域・経営課

| チーフ | チーム員 | 指導項目 | 所属(課)名 |
|--------|--------|------------|--------|
| 初田 源一郎 | 中谷 隆文 | 果樹、主作・農業機械 | 地域・経営課 |
| | 初田 源一郎 | 野菜、茶 | 地域・経営課 |
| | 田中 知美 | 農産物活用 | 地域・経営課 |
| | 岡田 啓史 | 野菜 | 地域・経営課 |